

平成 23 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー  
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄  
(コード番号 7640・東証 第1部)  
問合せ先 取締役管理部長 遠海 武則  
T E L 025-232-0008  
<http://www.topculture.co.jp>

### 特別損失（資産除去債務費用）の計上に関するお知らせ

当社は、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が平成22年11月1日に開始する当連結会計年度から適用されることに伴い、下記のとおり資産除去債務に関する特別損失を計上しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 資産除去債務に関する特別損失の計上及び内容

##### (1) 計上額

資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 158百万円

##### (2) 内容

主に、当社の店舗につきまして、退去時の原状回復費用を見積り、期首時点で発生する影響額を計上したものであります。

#### 2. 今後の見通し

平成22年12月8日に公表いたしました平成23年10月期の第2四半期累計期間及び通期の連結業績予想につきましては、上記の特別損失を織り込んでおりますので、現時点において業績予想の変更はありません。

以 上